

電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準 (平成 27 年総務省告示第 401 号) の一部改正案の概要

1. 改正の理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）の一部の施行に伴い、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準（平成 27 年総務省告示第 401 号）について、所要の改正を行う必要があるため。

2. 改正の概要

条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して行う特定個人情報の提供に関し必要な事項等に係る改正を行う。

3. 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日

電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的
基準（平成27年総務省告示第401号） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第1 目的 この告示は、情報提供ネットワークシステム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。以下同じ。）を利用した法第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報（法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供の求め又は提供が円滑かつ安全に行われるよう、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法について、行政機関の長等（法第2条第14項に規定する行政機関の長等をいう。以下同じ。）の実施すべき事項を定めることを目的とする。 第2 用語の定義 1 コアシステム 情報提供ネットワークシステムを構成するものであって、情報提供用個人識別符号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）第20条第1項に規定する情報提供用個人識別符号をいう。以下同じ。）を生成し、一の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人と他の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人とが同一の者であるかどうかを確認し、<u>法第23条第3項（法第26条において準用する場合を含む。）</u>に規定する記録に記録された特定個人情報を保存し、<u>その他法第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供を管理するための総務大臣の使用に係る電子計算機その他の機器により構成される電子情報処理組織</u> 2 インターフェイスシステム 情報提供ネットワークシステムを構成するものであって、	第1 目的 この告示は、情報提供ネットワークシステム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。以下同じ。）を利用した法第19条第7号の規定による特定個人情報（法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供の求め又は提供が円滑かつ安全に行われるよう、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法について、行政機関の長等（法第2条第14項に規定する行政機関の長等をいう。以下同じ。）の実施すべき事項を定めることを目的とする。 第2 用語の定義 1 コアシステム 情報提供ネットワークシステムを構成するものであって、情報提供用個人識別符号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）第20条第1項に規定する情報提供用個人識別符号をいう。以下同じ。）を生成し、一の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人と他の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人とが同一の者であるかどうかを確認し、<u>法第23条第3項に規定する記録に記録された特定個人情報を保存し、</u>その他法第19条第7号の規定による特定個人情報の提供を管理するための総務大臣の使用に係る電子計算機その他の機器により構成される電子情報処理組織 2 インターフェイスシステム 情報提供ネットワークシステムを構成するものであって、

コアシステムと法第19条第7号に規定する情報照会者（同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者を含む。以下同じ。）又は情報提供者（同条第8号に規定する条例事務関係情報提供者を含む。以下同じ。）（以下「情報照会者等」という。）の使用に係る電子計算機との間で、同号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に必要な処理を行うための行政機関の長等の使用に係る電子計算機その他の機器により構成される電子情報処理組織 3 情報提供等事務に使用する他の情報システム 情報提供等事務（法第24条（法第26条において準用する場合を含む。）に規定する事務をいう。以下同じ。）に使用するため、インターフェイスシステムに電気通信回線で接続する電子情報処理組織であって、コアシステム及びインターフェイスシステム以外のもの 4～11 （略） 第3 体制、規程等の整備 1～4 （略） 5 緊急事態発生時の体制等 (1) 作動停止等発生時における事務処理体制 ア （略） イ 作動停止等発生時に適切な対応を行うことができるよう、他の行政機関の長等と連携を図り、行動計画、総務大臣への報告方法及び他の行政機関の長等との連絡方法等について教育及び研修を行うこと。 ウ （略） (2)～(4) （略） 第4～第6 （略） 第7 地方公共団体情報システム機構における電気通信回線等の管理 1 電気通信回線の整備等 (1)～(6) （略） (7) 予備の回線の設置 通信が途絶しないようにするため、コアシステムと機構の使用に係る電子計算機とを結ぶ電気通信回線に予備の回線を設けること。	コアシステムと法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（以下「情報照会者等」という。）の使用に係る電子計算機との間で、同号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に必要な処理を行うための行政機関の長等の使用に係る電子計算機その他の機器により構成される電子情報処理組織 3 情報提供等事務に使用する他の情報システム 情報提供等事務（法第24条に規定する事務をいう。以下同じ。）に使用するため、インターフェイスシステムに電気通信回線で接続する電子情報処理組織であって、コアシステム及びインターフェイスシステム以外のもの 4～11 （略） 第3 体制、規程等の整備 1～4 （略） 5 緊急事態発生時の体制等 (1) 作動停止等発生時における事務処理体制 ア （略） イ 作動停止等発生時に適切な対応を行うことができるよう、他の行政機関の長等と連携を図り、行動計画、総務大臣への報告方法及び他の行政機関____等との連絡方法等について教育及び研修を行うこと。 ウ （略） (2)～(4) （略） 第4～第6 （略） 第7 地方公共団体情報システム機構における電気通信回線等の管理 1 電気通信回線の整備等 (1)～(6) （略） (7) 予備の回線の設置 通信が途絶しないようにするため、コアシステムと機構の使用に係る電子計算機__を結ぶ電気通信回線に予備の回線を設けること。
--	--

- 2 (略)
- 第8 特定個人情報の提供の求め及び提供における留意事項
- 1 (略)
- 2 情報提供用個人識別符号の適切な取扱い等
- (1) (略)
- (2) 提供の求めの対象となる特定個人情報の正確性の確保
情報提供者は、法第22条第1項（法第26条において準用する場合を含む。）の規定により特定個人情報を提供するため、当該情報提供者の使用に係る電子計算機に格納する同項の提供の求めの対象となる特定個人情報を正確かつ最新の内容に保つこと。
- 3 操作者の識別
情報照会者は、その職員のうち、法第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供の求めをした特定の職員を識別するための適切な措置を講ずること。
- 4 (略)
- 5 特定個人情報の提供の求め又は提供が不適法に行われた場合
- (1) 特定個人情報の提供の求めが不適法に行われた場合
情報照会者は、法第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供の求めが不適法に行われた場合（法第21条第2項各号（法第26条において準用する場合を含む。））のいずれかに該当する場合を除く。）は、提供された情報の削除等必要な措置を講じ、当該求めが行われた旨及び講じた措置について総務大臣に報告すること。また、当該情報提供の求めが生じた根本原因及び再発防止策について検討を行い、その内容について総務大臣に報告するとともに、再発防止に努めること。
- (2) 特定個人情報の提供が不適法に行われた場合
情報提供者は、法第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供が不適法に行われた場合は、情報照会者に対し提供した情報の削除を求める等必要な措置を講じ、当該提供が行われた旨及び講じた措置について総務大臣に報告すること。また、当該提供が生じた根本原因及び再発防止策について検討を行い、その内容について総務大臣

- 2 (略)
- 第8 特定個人情報の提供の求め及び提供における留意事項
- 1 (略)
- 2 情報提供用個人識別符号の適切な取扱い等
- (1) (略)
- (2) 提供の求めの対象となる特定個人情報の正確性の確保
情報提供者は、法第22条第1項の規定により特定個人情報を提供するため、当該情報提供者の使用に係る電子計算機に格納する同項の提供の求めの対象となる特定個人情報を正確かつ最新の内容に保つこと。
- 3 操作者の識別
情報照会者は、その職員のうち、法第19条第7号の規定による特定個人情報の提供の求めをした特定の職員を識別するための適切な措置を講ずること。
- 4 (略)
- 5 特定個人情報の提供の求め又は提供が不適法に行われた場合
- (1) 特定個人情報の提供の求めが不適法に行われた場合
情報照会者は、法第19条第7号の規定による特定個人情報の提供の求めが不適法に行われた場合（法第21条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。）は、提供された情報の削除等必要な措置を講じ、当該求めが行われた旨及び講じた措置について総務大臣に報告すること。また、当該情報提供の求めが生じた根本原因及び再発防止策について検討を行い、その内容について総務大臣に報告するとともに、再発防止に努めること。
- (2) 特定個人情報の提供が不適法に行われた場合
情報提供者は、法第19条第7号の規定による特定個人情報の提供が不適法に行われた場合は、情報照会者に対し提供した情報の削除を求める等必要な措置を講じ、当該提供が行われた旨及び講じた措置について総務大臣に報告すること。また、当該提供が生じた根本原因及び再発防止策について検討を行い、その内容について総務大臣に報告する

に報告するとともに、再発防止に努めること。
第9～第10 (略)

とともに、再発防止に努めること。
第9～第10 (略)